

# 大名みえ子です

〒319-1112 東海村村松 2401-2  
電話・FAX 029-284-0761  
E-mail toukai@oona-mieko.info

こんにちは!  
お届けが遅くなり、  
申し訳ありません。

20日から24日までの視察および研修  
は、大変勉強になりました。

ご協力をいただきまして、ありがとうございました!

学んできた内容は、追って少しずつご報告したいと思います。今日は、「公共施設」に関して学んだ中からごくごく一部ご報告いたします。

## 社会教育法の精神にもとづく図書館・博物館・・・

「公共施設等総合管理計画」が、国の指導のもと、全国的に策定されています。統廃合、広域化などが進められようとしています。その背景や改めて「公共施設」の位置づけ等について確認してみます。

今号では、図書館や博物館の法的位置づけ(抜粋)をみます。

### 社会教育法：(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

### 図書館法：(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

#### (設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

#### (入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

### 博物館法：(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

#### (館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

#### (運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

#### (入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。